

## 資料 7 長期休暇中の学童保育所への給食提供について

市では、保護者の負担軽減を目的として、長期休暇中の学童保育所への食事提供を検討している。現在のところ、その提供方法等については未定であるが、新しい学校給食センターを活用して給食提供を行う方針決定があった場合には、事業契約とは別契約とし、事業者は本市との協議に応じること。下記に想定される実施条件を示す。

### ○想定される実施条件

- (1) 給食センター施設及び設備、備品を活用する。
- (2) 実施日数は、設備機器等のメンテナンスに必要な期間を考慮しつつ、可能な限り多くの日数を確保する。また、夏季休暇中においては、大規模な修繕を行う年度を除き、20 日程度の実施日数を確保する。  
なお、学童保育所の登所日数の目安は夏季休暇：30 日程度、冬季休暇：5 日程度、春季休暇：10 日程度である。
- (3) 新しい学校給食センターを活用して提供を実施する場合には、令和 6 年度から実施する。
- (4) 保護者からの注文受付や費用の徴収は市が行う。
- (5) 令和 2 年度の入所児童数は約 850 人である。
- (6) 配送先は市内 8 小学校の学童保育所を基本とし、配送は事業者が行う。配膳については市が行う。

- (7) 各学童保育所での昼食時間にあわせ、調理後2時間以内喫食が行えるようにするまた、弁当容器等は使用せず、学校給食と同様、食缶での配食を行う。昼食開始時間については配送計画に合わせて11:30から12:30の間とし、事業者から提案を求める。
- (8) 献立は市が作成する。
- (9) アレルギー対応食については、学校給食と同様の条件で提供を行うこと。
- (10) 夏休み期間は気温が高い状況が続くため、食中毒の発生について十分な防止策を講じる。
- (11) 委託契約の契約金額については、国立市立学校給食センター整備運営事業の運営業務に係る金額を勘案し、協議のうえ決定するものとする。